

入札説明資料一覧

(熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約)

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 入札説明書 | 1部 |
| 2 | 入札説明書別紙 | |
| | 別紙①-1 誓約書 | 1部 |
| | 別紙①-2 役員等名簿及び照会承諾書 | 1部 |
| | 別紙①-3 自己申告書 | 1部 |
| | 別紙②紙入札方式参加申請書 | 1部 |
| | 別紙③入札書 (1部は再入札用) | 2部 |
| | 別紙④委任状 | 1部 |
| 3 | 仕様書 | 1部 |
| 4 | 仕様書別紙 | |
| | 別紙1 調達場所一覧表 | 1部 |
| | 別紙2 応札物品仕様内容証明書 | 1部 |
| | 別紙3 納入確約書 | 1部 |
| 5 | 契約書 (案) | 1部 |

熊本労働局

入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

1 競争に付する事項

- (1) 調達件名 熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約
- (2) 履行期限 令和 8 年 1 月 30 日（金）まで ※可能な限り早急に納品すること。
- (3) 納入場所 熊本労働局管内労働基準監督署（詳細は仕様書のとおり）
- (4) 仕様 別添「仕様書」のとおり
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、仕様書に示した商品代金のほか、契約履行に必要な費用（配送料等）を含めた総価を記載すること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

2 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において B、C 又は D 等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（労働者災害補償保険及び雇用保険については 2 保険年度）の保険料に滞納がないこと。
厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険、雇用保険

- (5) 資格審査申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間に該当しない者であること。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法などの労働に関する法令の違反で司法処分に付されるなどにより、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断されるものでないこと。
- (9) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

(1) 提出書類

- ① 直近2保険年度分の労働保険料を納付したことが確認できる書類（分割納付申請をしている場合は、納付期限が到達しているものから直近2年間分）

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書の写し

- ② 厚生年金保険料及び政府管掌健康保険の適用事業所（法人事務所や5人以上の従業員がいる個人事業所など）においては、直近2年間について保険料を納付したことが確認できる書類

(例) 領収印のある領収済通知書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写しなど

- ③ 令和7・8・9年度 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、B、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有している者であることが確認できる書類
- ④ 役員（事実上経営に参画しているものを含む）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行う恐れがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者等に該当しない旨の誓約書（別紙①-1「誓約書」、別紙①-2「役員等名簿及び照会承諾書」）及び自己申告書（別紙①-3）
- ⑤ 紙入札により入札を行う場合には、別紙②「紙入札方式参加申請書」

(2) 提出期限

令和7年9月17日(水)正午

(3) 提出場所

〒860-8514 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局総務部総務課会計第一係 西本 (電話 096-211-1701)

(4) 提出方法

①電子調達システムによる場合

本入札説明書3(1)①から④までの書類をスキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること。

②紙入札による場合

本入札説明書3(1)①から⑤までの書類を、持参又は郵送すること。なお、郵送の際は、書留郵便とすること(郵便事故については、当局は一切補償しないので予め了承すること。)

(5) その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、仕様書6に定める書類等は、令和7年9月16日(火)までに、当局総務課会計第二係に提出すること。

4 入札書の提出場所等

本件入札は、電子調達システムにより行う。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、別紙②「紙入札方式参加申請書」により令和7年9月17日(水)正午までに申し出を行った場合に限り、紙入札に替えることができる。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年9月18日(木) 10時00分

(期限内に電子調達システムに到達するよう提出することとし、内訳書(任意様式)を添付すること。なお、電子調達システムでは、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって手続きを行うこと。)

(2) 紙入札により入札を行う場合

① 入札書の提出期限(再度入札書を含む)

令和7年9月18日(木) 10時00分

② 入札書の提出場所

上記3（3）に同じ

③ 入札書の提出方法

入札書及び再度入札書は別紙③の様式にて作成し、内訳書（任意様式）を添付しホッチキス止めすること。

直接に提出する場合は封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛と記載）及び「**[熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約]の入札書在中**」と朱書きすること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒で、表封筒に「**[熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約]の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別の封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛）及び「**[熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約]の再度入札書在中**」と朱書きし、入札書の提出と併せて提出すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（3）代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時まで別紙④「委任状」の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（4）入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 1者で2通以上の入札をしたもの
- ④ 記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札

⑥ その他入札に関する条件に違反した入札

⑦ 上記 3 (1) ④の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 18 日 (木) 10 時 01 分

〒860-8514 熊本市西区春日二丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

熊本労働局 小会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札は、1 回までとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

(1) 本入札説明書 3 に従い書類・資料を提出し、本入札説明書 2 の競争参加資格及び仕

本入札説明書 3（3）まで連絡すること。

（6）その他

契約書を除く入札書等の会計書類への押印は、令和 3 年 1 月 1 日以降、不要の扱いとしているが、その記載内容については担当者等から提出されるものも含め、事業者としての決定であること。また、押印が省略された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

誓 約 書

私 / 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

紙入札方式参加申請書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用した入札に参加できないため、紙入札方式にて参加いたします。

記

1. 入札案件名

熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入 札 書【再度入札用】

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

委 任 状

今般、都合により を代理人と定め

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名： 熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

④ 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

仕 様 書

1 件名

熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約

2 調達物品の仕様 ※新品であること

対象物	仕様	数量
熱中症注意 喚起ボード	<ul style="list-style-type: none">・表示内容：外気温度、WBGT値・熱中症指標計付・電源：電池式・寸法：W778×D480×H1325mm程度・重量：9kg程度・自立式 ※推奨品：DNP WBGT-301	6台

3 調達場所毎の数量、調達場所及び担当者

別紙1「調達場所一覧表」のとおり

4 調達期限

令和8年1月30日（金）まで

※可能な限り早急に納品すること

5 納品作業

- (1) 契約業者は直接現場担当者が指定した場所に確実に納品すること。(例：倉庫内)
- (2) 納品については、来庁者へ十分配慮した時間に行い、指定された場所に納品すること。
- (3) 運搬において必要な台車等は、全て契約事業者が用意すること。
- (4) 納品作業において、施設及び既設機器を毀損しないよう、また、危険、火災、盗難等の事故防止には万全の注意を払い、事故回避のため安全対策をとり、必要に応じて養生を行い、万一事故が発生した場合は、すべて契約業者の負担において原状回復及び修理を行うこと。

6 入札参加者が入札前に行うべき事項

- (1) 以下の書類を開札日2開庁日前までに下記の調達担当者にメール等で提出し、審査を受けること。審査の結果、仕様に合致しない、疑義がある等の問題がある場合のみ、翌開庁日までに入札参加者に連絡する。

《提出書類》

- ア 別紙2「応札物品仕様内容証明書」
- イ 応札予定物品の詳細が分かる資料（カタログ等）
- ウ 別紙3「納入確約書」

なお、推奨品を応札物品とする場合は上記イの資料の提出は不要である。

- (2) 必要に応じ各調達場所へ訪問し、調達物品の搬入経路の確認等を行うこと。なお、現場確認のために各調達場所へ訪問する際は、事前に日時について各現場担当者に協議を行い、現場担当者立会の下で確認を行うこと。落札後に現況の不明を理由として契約不履行・異議申し立てを行うことはできない。

7 その他留意事項

- (1) 本契約において知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報漏洩防止対策に万全を期すこと。
- (2) 納品を完了した賃貸借品および作業について、当該調達物品または作業が仕様の内容に適合していないこと（以下「不適合」）が判明した場合に、労働局が当該不適合を知ったときから1年以内にその旨を契約業者に通知した際は、指定した期限内に、契約業者の責任と費用負担により仕様を満たす他の製品への引き換えや修理、不足分の引渡し、不足分の作業履行を行うこと。
- (3) 障害発生時の窓口は契約業者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- (4) 本仕様書に関する疑義が生じた場合は、開札日3開庁日前までに下記担当者及び契約担当者をccに入れてメールにて照会すること。なお、必ず質問事項の他、疑義に至った経緯、担当者、責任者を記載し、送付すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については労働局と契約業者が双方協議の末、決定するものとする。

〈本仕様の問い合わせ先（調達担当者）〉

熊本労働局総務部総務課会計第二係 山田

TEL:096-211-1701 Mail:yamada-dai.2e8@mhlw.go.jp

調達場所一覧表

場所名	住所	電話番号	現場担当者名	納品数
熊本労働基準監督署	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎5階	096-362-7100	今川	1
八代労働基準監督署	八代市大手町2-3-11	0965-32-3151	星川	1
玉名労働基準監督署	玉名市岩崎273 玉名合同庁舎	0968-73-4411	永田	1
人吉労働基準監督署	人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-22-5151	吉峰	1
天草労働基準監督署	天草市丸尾町16-48	0969-23-2266	釘本	1
菊池労働基準監督署	菊池市大琳寺236-4	0968-25-3136	林	1

応札物品仕様内容証明書

対象部品	仕様		該当 (○、×)
熱中症注意喚起ボード	表示内容	外気温度	
		WBGT値	
	熱中症指標計付		
	電源	電池式	
	寸法	W778×D480×H1325mm程度	
	重量	9 kg程度	
	自立式		

応札機種 【 】

上記のとおり、仕様を満たしていることを証明する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

所在地

会社名

代表者

納入確約書

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

入札件名

「熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約」

私は、仕様書記載の下記商品について、納期を厳守し、確実に納入する事を書面にて確約致します。(確約書は原本に限る)

記

商品及び規格

別添「仕様書」のとおり

入札参加者

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者

印

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 大立目 勇治（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「熊本労働局 熱中症注意喚起ボードの調達に関する契約」に関し、次のとおり契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約内容)

第2条 乙は、別添「仕様書」に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約期間及び場所)

第3条 契約期間及び納入場所は次のとおりとする。
期間 契約日から令和8年1月30日まで
場所 別添「仕様書」記載のとおり

(契約金額)

第4条 〇,〇〇〇,〇〇〇円（内、消費税額及び地方消費税額〇〇〇,〇〇〇円）

(契約保証金)

第5条 この契約の保証金は、免除する。

(納入・検査)

第6条 乙が物品を納入するときは予めその旨を甲に通知しなければならない。
2 甲又は甲が指定する者は、乙が物品を納入するときは乙立会いのもと検査を行う。
3 乙は前項による検査の結果、合格とならなかった場合は、検査員の指示に従い手直しのうえ再検査を受けなければならない。

(契約代金の請求)

第7条 乙は、物品の納入及び検査を終了した際には、甲が発注した物品にかかる代金請求について、請求書を作成し、官署支出官熊本労働局長あて提出しなければ

ばならない。

- 2 乙は前項の請求書を提出する際、品名及び数量を明記した内訳書を添付し単価に数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を請求する。

(契約金額の支払)

第8条 甲は、乙から前条の請求を受けたときは、その適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約代金の遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(納期の延期)

第10条 甲は乙の申請により、天災地変その他乙の責に帰しがたい事由により履行期限を厳守できないと認めるときは、納期の延期をすることができる。

(危険負担)

第11条 天災その他不可抗力又は甲乙いずれの責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。この場合、乙は甲に対して、その旨遅滞なく通知するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第10条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - (5) 第 29 条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

- 第 13 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が相当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したこ

とにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号又は、第4号に該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が第12条又は第15条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人

又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第12条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項及び第30条2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第13条第2項、同条第3項、第18条、第19条、第21条第2項及び第31条2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

第23条 乙は業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書（様式1）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第24条 乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書(様式2)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第25条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図(様式3)を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書(様式4)を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

- (1) 業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の所在地の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第27条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第28条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第29条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第30条 甲は、第6条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
 - 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地

方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第32条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条、第12条第2項、第13条、第15条、第16条、第19条、第21条、第28条、第29条、第30条、第31条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階
支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 大立目 勇治 ㊟

乙 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○
代表 ○○○○○ ㊟

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

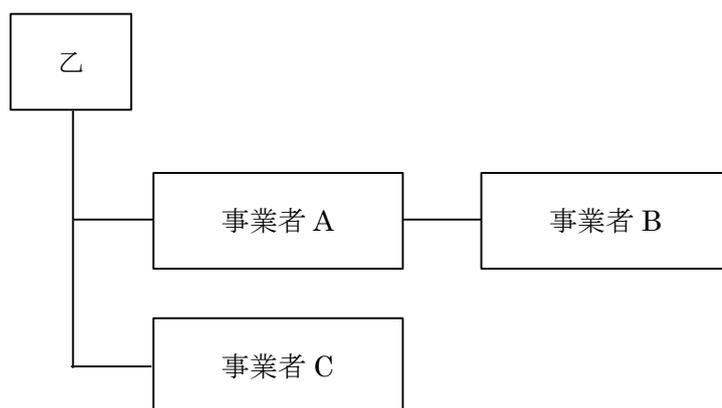
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



(様式4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図